

越前市国民健康保険事業の 運営に関する協議会

日 時 令和5年3月9日(木)午後3時～

場 所 越前市役所1階 生涯学習センターeホール

保険年金課・健康増進課・税務課・収納課

協議・報告事項

- 1 令和4年度国民健康保険財政の状況
- 2 令和5年度国民健康保険事業計画
 - (1) 令和5年度予算(案)の概要
 - (2) 保健事業(案)
 - (3) 計画策定スケジュール
 - (4) 税率改定スケジュール
- 3 条例改正
- 4 その他

令和4年度国民健康保険財政の状況

国民健康保険特別会計(事業勘定)

3月補正予算 1億7,708万円の減額

補正後予算額 77億7,420.8万円

主な内容

歳入: 県支出金(普通交付金) Δ 1億6,680万円

繰入金(一般会計繰入金) Δ 1,028万円

歳出: 保険給付費 Δ 1億7,100万円

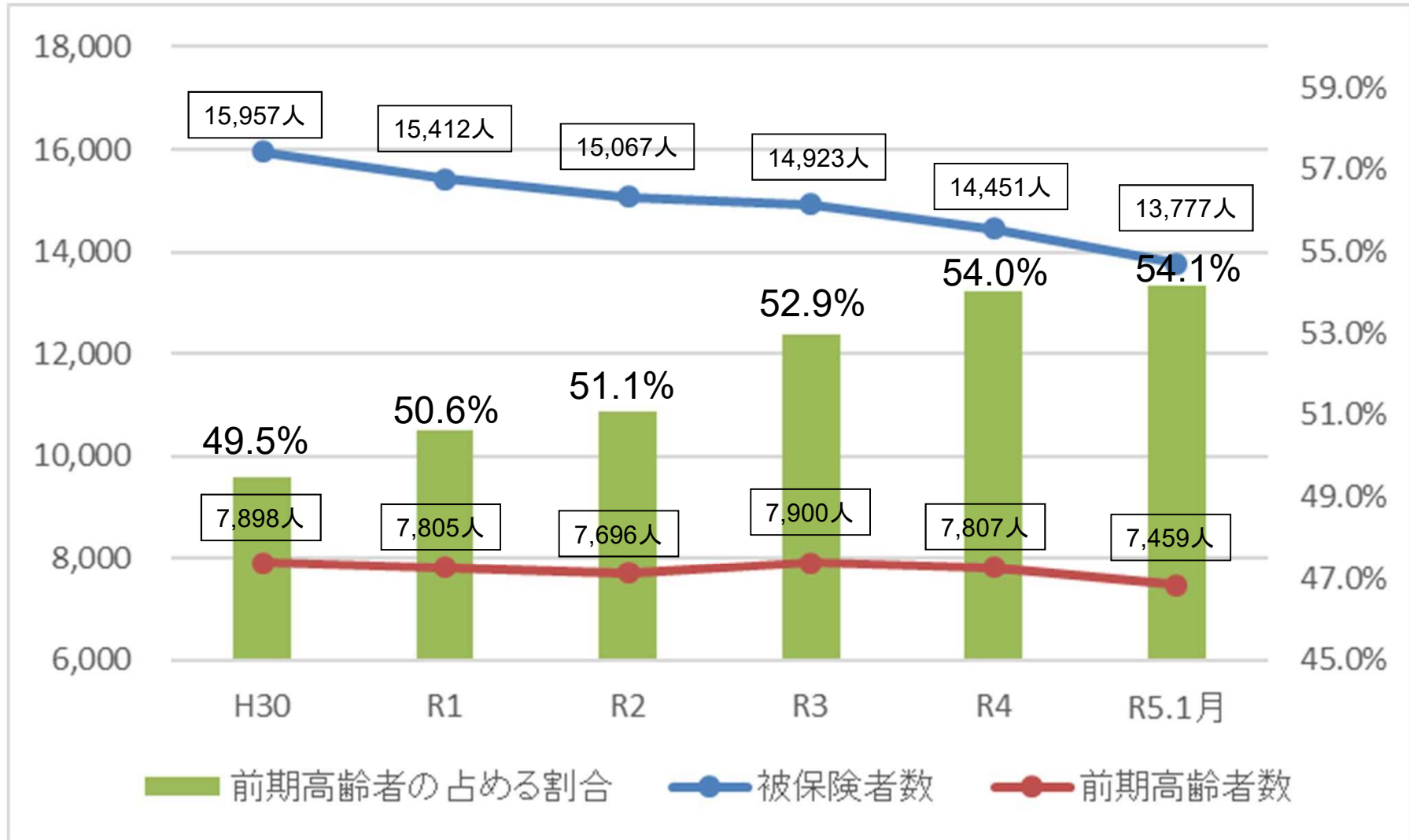
基金積立金 4,000万円

予備費 Δ 3,494.7万円

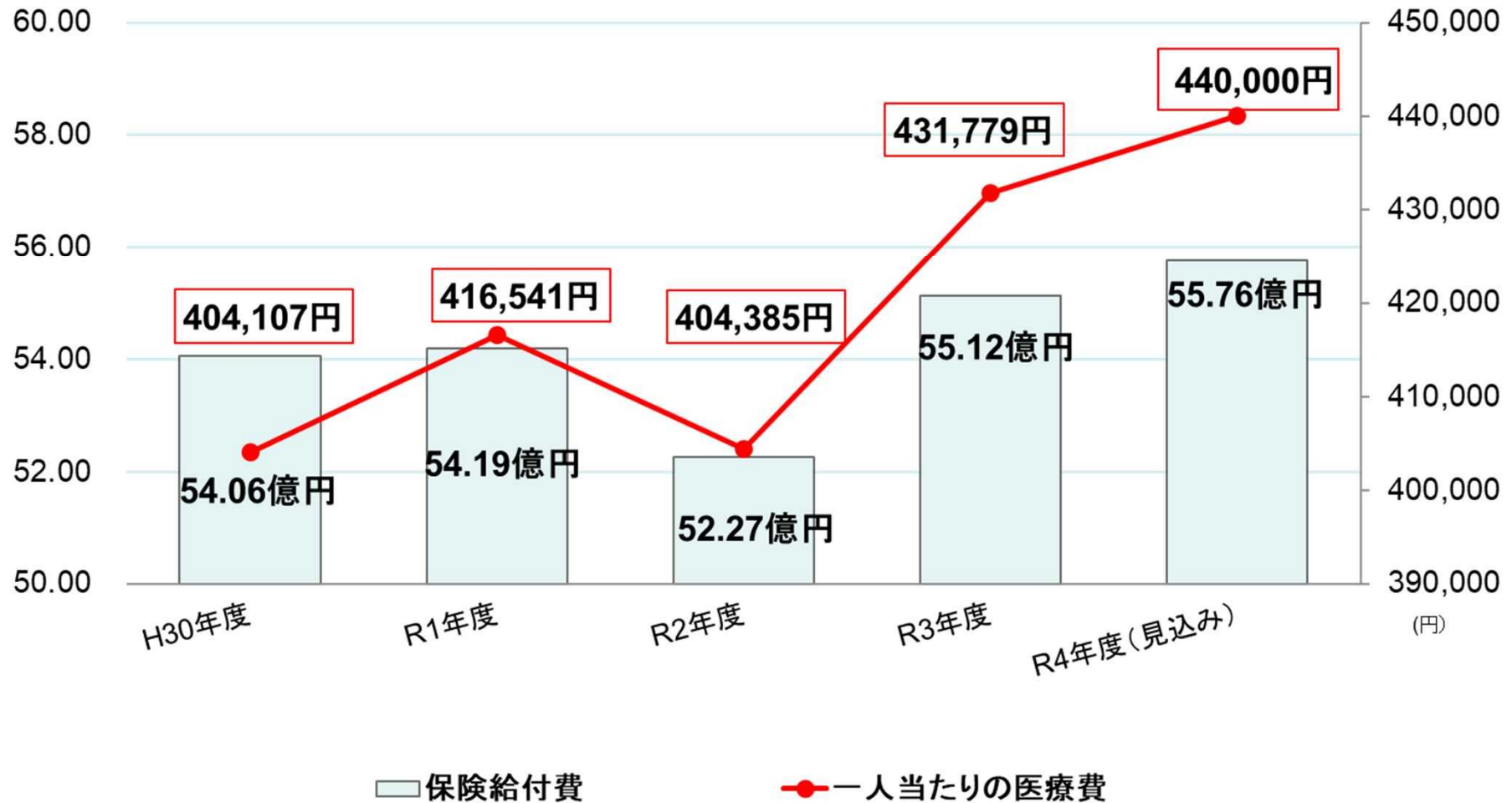
※R5.3末基金残高 3億4,035.6万円

本市の国保の現状について

被保険者の状況【被保険者の推移と高齢化率】



保険給付費と一人当たり医療費の推移



新型コロナウイルス感染症の影響による各種 制度利用状況

◇傷病手当金

年度	件数	金額
R4(R5. 1現在)	22件	647, 872円
R3	1件	67, 200円
R2	1件	110, 000円

◇国保税減免

年度	件数	金額
R4(R5. 1現在)	5件	500, 400円
R3	26件	4, 483, 900円
R2	119件	25, 719, 000円

令和5年度国民健康保険事業計画

(1) 令和5年度予算(案)の概要

- 事業勘定 78億3,678.6万円
 (前年度比 1,080.1万円減)
- 診療所勘定 1,024.1万円
 (前年度比 499.3万円増)

令和5年度国保特別会計(事業勘定) 当初予算(案)の概要

(歳入)

単位:万円

項目	R5年度	R4年度	増減額
国民健康保険税	14億3,397.6	14億5,024.7	▲1,627.1
使用料及び手数料	35	38	▲3
県支出金	58億9,417.3	58億9,432.7	▲15.4
財産収入	2.1	0.4	1.7
繰入金	4億9,265.3	4億8,701.6	563.7
繰越金	0.1	0.1	0
諸収入	1,561.2	1,561.2	0
合計	78億3,678.6	78億4,758.7	▲1,080.1

(歳出)

単位:万円

項目	R5年度	R4年度	増減額
総務費	7,544.1	7,101	443.1
保険給付費	58億2,657.1	58億2,224.7	432.4
国保事業費納付金	18億2,948.4	18億5,396.8	▲2,448.4
保健事業費	8,586.9	8,595.1	▲8.2
基金積立金	2.1	0.4	1.7
公債費	0.1	0.1	0
諸支出金	1,839.9	1,340.6	499.3
予備費	100	100	0
合計	78億3,678.6	78億4,758.7	▲1,080.1

令和5年度 診療所勘定予算(案)

歳入	予算額(万円)	歳出	予算額(万円)
診療収入	204	需用費	3.7
使用料及び手数料	0.1	役務費	8.5
繰入金	819.8	委託料	528.8
繰越金	0.1	工事請負費	474.8
諸収入	0.1	備品購入費	7.3
		負担金、補助金、 および交付金	0.9
		償還金、利子及 び割引料	0.1
合計	1024.1	合計	1024.1

(2) 保健事業(案)

① 健康保険推進事業

- ・人間ドックの助成 1,350万円
助成額:30,000円 定員:450名
- ・脳ドックの助成 168万円
助成額:24,000円 定員:70名
- ・医療費通知の実施 115万円
5回通知(5・6・9・12・2月実施予定)
- ・ジェネリック医薬品の差額通知 13.8万円
3回通知(7・10・1月実施予定)

② 国民健康保険健康づくり支援事業

- 歯とお口の健康づくり事業 134.1万円
 幼児歯科健診・相談(2歳6か月児) 24回
 保育園等歯とお口の健康教室 25回
- 節目年齢者の各種がん検診の自己負担金補助事業
 320名 19.3万円
- 歩く健康づくり事業
 ウォーキング講座 4回 3.4万円

③ 特定健康診査事業

4, 932. 3万円

- ④ 市内指定医療機関と薬局に特定健診・がん検診の受診勧奨・ポスター掲示を訪問により依頼。
- ④ 過去5年間での不定期受診者のうち1～3回受診した人に、個別の健康アドバイスを記載した勧奨通知を送付。
- ④ 地域の健康づくり推進員による受診勧奨。
 - ・ 5年間健診及び医療機関未受診者(健康状態不明者)を訪問し、健診の受診勧奨を実施。
 - ・ 国保加入時に保険年金課窓口で健診予約受付。

- ・前年度健診受診者のうち今年度未受診者へ、往復はがきで集団健診予約票の返信を依頼。
- ・集団健診の委託業者から前年度受診して今年度受診していない人への電話勧奨。

- ・市広報紙・公民館だよりに集団健診の日程表を掲載。
- ・JAたけふ農協・武生商工会議所・越前市商工会・労金友の会の広報紙に受診勧奨の記事掲載。
- ・民生委員・日赤奉仕団・食生活改善推進員・運動普及推進員・生命保険会社に受診勧奨の協力依頼。
- ・シルバー人材センター登録員あて健診チラシ配布。
- ・70歳到達の保険証送付時健診チラシ同封。

④ 特定保健指導事業

1, 600.3万円

1) 発症予防対策

- 新・過去の特定健康診査の結果をもとにメタボリックシンドローム予備群の方へ生活改善アドバイスを送付
- ・参加者自身がICTを活用し、リアルタイムで血糖変動を目視できる予防プログラムを実施し、血糖変動の気づきと同時に生活習慣の見直し、取り組みを促す。
- ・集団健診会場において、特定保健指導の利用勧奨の実施
- ・集団健診会場において血圧高値の方に家庭血圧測定や減塩等の指導を実施、血圧手帳の配布

2) 重症化予防対策

- 5年間健診及び医療機関未受診者（健康状態不明者）を訪問し、健診の受診勧奨を実施。（再掲）
- 健診結果が受診勧奨値でありながら、医療未受診者に対し、訪問による健康相談を実施し、医療機関につなげる。
- 糖尿病性腎症の重症化予防として糖尿病治療中断者や腎機能が低下しているハイリスク者を医療につなげるため、受診勧奨を実施。
- 主治医と連携し、市保健師、管理栄養士による6か月間の栄養指導や運動指導を実施。

◇ 国保税収納対策

- 徴収体制の強化

保険年金課徴収班：資格証対象者を訪問し、生活状況を把握、
また、困りごと等あれば相談窓口を紹介(12月)

- 夜間納税相談の開設

月2回(毎月第2火曜日及び月末)

- 滞納の初期防止

現年度課税分の徴収推進

口座振替の推進

- 県地方税滞納整理機構との連携強化

- 滞納者に対する滞納処分の実施

(3) 越前市国民健康保険第3期データヘルス計画策定 // 第4期特定健康診査等実施計画策定

計画期間	令和6年度～令和11年度(6年間) ※2つの計画期間が一致しているため一体的に策定する。	
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費データや健診データの分析結果に基づきPDCAサイクルで効率的・効果的な保健事業の実施を図る。 ・特定健康診査・特定保健指導の具体的な実施方法及び成果に係る目標を定め、生活習慣病の予防を目的とする。 	
スケジュール	令和5年 4月	データ分析及び計画作成事務委託契約
	6月	データ分析結果による課題整理、方向性検討
	8月	第1回市国保運営協議会(データ分析結果報告)
	11月	計画素案作成
		第2回市国保運営協議会(計画素案提示)
	令和6年 1月	第3回市国保運営協議会(計画案決定)
	2月	計画案市長報告
	3月	決定
	随時	議会への説明

(4) 税率改定スケジュール

令和5年 7月	R4決算、R5当初賦課状況より試算開始
8月	第1回市国保運営協議会(令和4年度決算報告)
11月	県より納付金(仮算定)の提示
	第2回市国保運営協議会(国保税率改定案審議)
令和6年 1月	県より納付金(本算定)の提示
	第3回市国保運営協議会(国保税率改定案決定)
2月	市長答申
3月	第4回市国保運営協議会(当初予算説明)
4月	国保世帯あて周知

協議・報告事項 3

(1) 越前市国民健康保険条例の一部改正

①改正の理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が交付されることにより、
出産育児一時金の見直しについて改正する。

②改正内容

出産育児一時金を総額42万円から50万円に引上げる。

③施行日 令和5年4月1日

	出産育児一時金	産科医療補償制度の掛金(加算額)	合計
改正前	40万8千円	1万2千円	42万円
改正後	<u>48万8千円</u>	1万2千円	<u>50万円</u>

協議・報告事項 3

(2) 越前市国民健康保険税条例の一部改正

(令和5年3月31日専決予定)

①改正の理由

地方税法が改正されることにより課税限度額および低所得者に対する所得判定基準の見直しについて改正する。

②改正内容(負担能力に応じた公平な負担の推進)

◇課税限度額の引上げ

	医療分 (全被保険者)	後期高齢者支援分 (全被保険者)	介護納付金分 (40歳～64歳の被保険者)	合計
改正前	65万円	20万円	17万円	102万円
改正後	65万円	<u>22万円</u>	17万円	<u>104万円</u>

◇低所得者の減額措置に係る軽減判定所得の基準額の引上げ

所得判定基準	5割軽減	2割軽減
改正前	28万5千円	52万円
改正後	<u>29万円</u>	<u>53万5千円</u>

③施行日 令和5年4月1日

(3)規則改正

●越前市国民健康保険条例の適用期間を定める規則

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金に対する国の財政支援措置が令和5年5月7日まで延長されたことに伴い、越前市国民健康保険条例(平成17年越前市条例第122号)附則第11項で定める日を令和5年5月7日に改正。